

議第 6 3 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 7 号イの表 2 階の部避難用の項及び 3 階の部避難用の項中「同条第 3 項第 2 号，第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号，第 4 号及び第 1 0 号」に改め，同表 4 階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するものに限る。）」に，「同項第 2 号，第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号，第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

付則に次の見出し及び 4 条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第 3 5 条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において，同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは，当該保育士に加えて，市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み，当分の間，第 3 5 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，保育士とみなすことができる。

第 8 条 付則第 6 条の事情に鑑み，当分の間，1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において，開所時間を通じて必要となる保育士の総数が，当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは，第 3 5 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については，市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を，開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で，保育士とみなすことができる。

第 9 条 前 2 条の規定を適用するときは，保育士（法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた者をいい，児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 1 0 年厚生省令第 5 1 号）附則第 2 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を，保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 3 5 条第 2 項

により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。